

由利本荘市 特定不妊治療費助成事業



由利本荘市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けたご夫婦に、治療費の一部を助成します。

●助成内容

市の助成については、先に秋田県特定不妊治療費助成事業に基づく助成金の交付決定を受ける必要があります。

- ・保険診療分 → 1年度※あたり上限15万円
- ・保険外診療分 → 1年度※あたり上限50万円 （※1年度とは4月1日から翌年3月31日までです）

※高額療養費や付加（附加）給付金がある場合は、その額を控除した額を助成します。

●助成対象者

- ・秋田県の特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けている方
- ・法律上の婚姻をしている夫婦（事実婚を含む）であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された方
→ 事実婚の場合、「夫（未届）、妻（未届）」の記載がある住民票の提出が必要です。
- ・夫婦の双方または一方が申請日の1年以上前から由利本荘市に住所を有し、かつ申請日以降も引き続き在住している方

●申請手続き、注意事項

申請期限：治療終了後の年度末（3月31日）まで【期限厳守】

申請場所：健康づくり課（本荘保健センター）

※3月31日までの申請が間に合わない場合は、必ず健康づくり課へご連絡ください。

《必要書類》

1. 由利本荘市特定不妊治療費助成事業申請書（様式1号）
2. 秋田県特定不妊治療費助成事業（協力医療機関）受診等証明書の写し
3. 秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
4. 医療機関及び薬局発行の領収書の写し
5. 夫婦の住民票の写し
6. 治療を受けた方の健康保険証の写し
7. 限度額適用認定証の写し（所持している方のみ）
8. 高額療養費、付加（附加）給付金の決定額が確認できる書類（該当の方のみ）

●問い合わせ先 由利本荘市 健康づくり課（本荘保健センター内） 電話22-1834